

事業方式（PFI 導入可能性調査）について

1 PFI 導入可能性調査の手順（再掲）

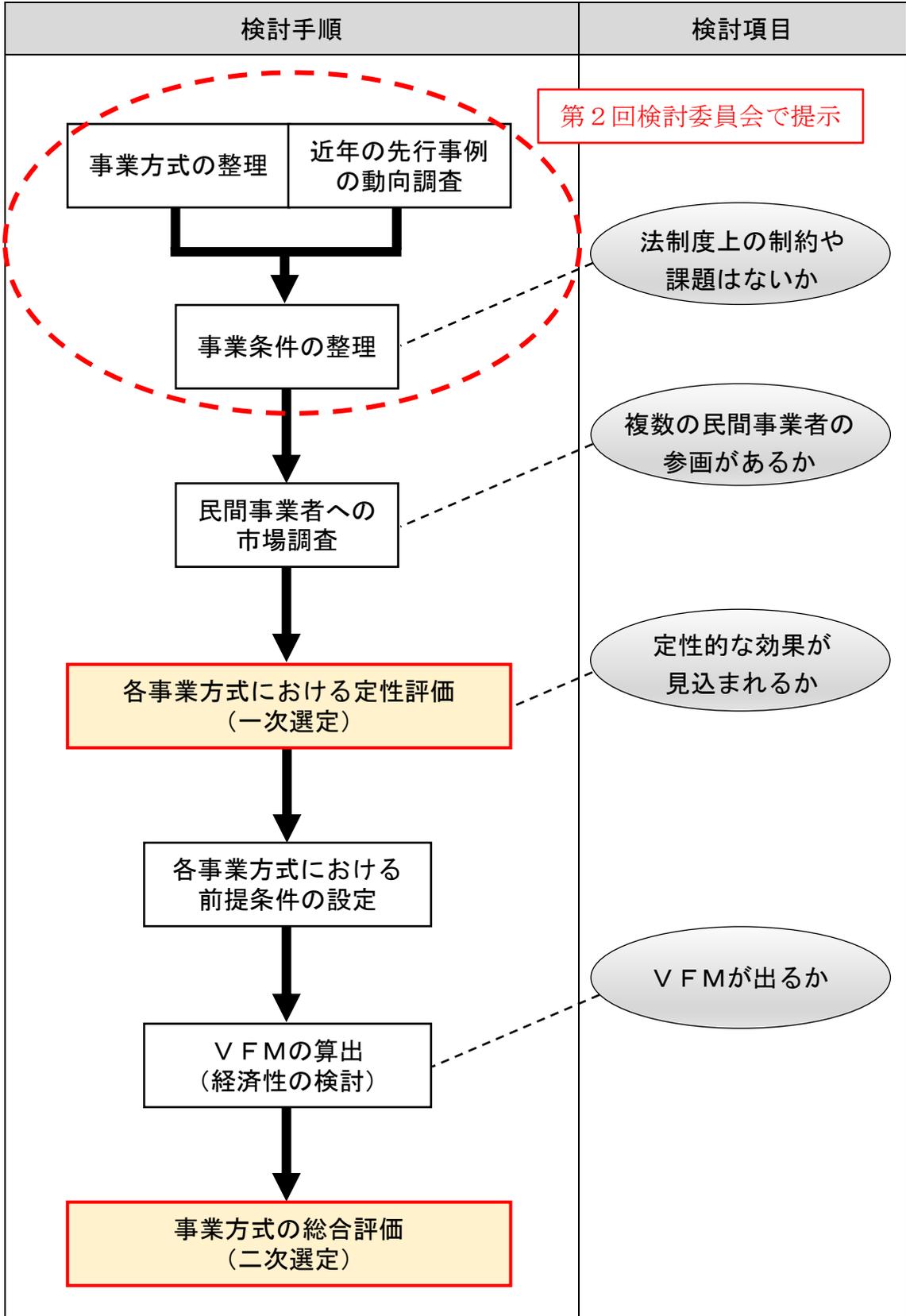


図1 検討の手順（再掲）

## 2 民間事業者への市場調査（案）

### (1) 調査対象

ごみ処理方式の選定に向けて実施したプラントメーカーへの技術調査の抽出条件を適用し、ストーカ式焼却炉、流動床式ガス化溶融炉及びシャフト炉式ガス化溶融炉をあわせて、延べ19社を調査対象とする。

### (2) 調査概要（事業条件）

第2回検討委員会「資料2-2」参照

### (3) リスク分担（案）

表1 リスク分担（案）（その1）

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				本組合	事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	周辺住民対応リスク	(2)	本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	
		(3)	上記以外のもの（事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等）		○
	用地リスク	(4)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	(5)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		(6)	上記以外のもの	○	
	政治リスク	(7)	政策方針の転換、議会承認、財政破綻等によるもの	○	
	許認可リスク	(8)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	(9)	事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合		○
		(10)	その他の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合	○	
	法令変更リスク	(11)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(12)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	(13)	天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断もしくは契約解除等の原因となり得るもの	○	△
	金利変動リスク（PFI方式のみ）	(14)	金利の変動に伴う事業者の経費増減によるもの（事業契約締結まで）	○	
		(15)	金利の変動に伴う事業者の経費増減によるもの（事業契約締結以降）		○

【凡例】 ○：主 △：従

表2 リスク分担（案）（その2）

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				本組合	事業者
設計段階	測量・調査リスク	(16)	本組合が実施した測量、調査に関するもの	○	
		(17)	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	設計変更リスク	(18)	本組合の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	
		(19)	事業者の提案内容の不備によるもの		○
	建設着工遅延リスク	(20)	本組合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(21)	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
建設段階	工事費増加リスク	(22)	本組合の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(23)	事業者の事由によるもの		○
	物価変動リスク	(24)	物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費増減	○	△
	工事遅延リスク	(25)	着工後の本組合の指示等に関するもの	○	
		(26)	事業者の事由によるもの		○
	試運転・性能試験リスク	(27)	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
		(28)	試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○
	運営段階	物価変動リスク	(29)	物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費増減	○
ごみ量変動リスク		(30)	施設許容量以下のごみの受け入れ		○
		(31)	施設許容量を超過するごみの処理	○	
ごみ質変動リスク		(32)	計画ごみ質の範囲以内のごみ質変動		○
		(33)	計画ごみ質の範囲を超えるごみ質変動	○	
要求水準不適合リスク		(34)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを含む）		○
他	施設性能リスク	(35)	事業の終了時における施設の性能確保に関するもの		○

【凡例】 ○：主 △：従

#### (4) 質問項目の概要

##### ア 参入意欲

本事業への参入意欲について、参入を見込むことができるか、事業方式別に確認する。

##### イ 設定した事業条件への意見

事業条件として設定した事業範囲、収入の帰属先、事業期間及びリスク分担について妥当性を確認する。設定した事業条件が適当でないと事業者が考える項目については、その理由についても調査し、今後の事業条件検討の材料とする。

##### ウ コスト縮減効果

公設公営方式以外を採用した場合における、公設公営方式と比較したコスト縮減効果を確認する。

### 3 各事業方式の定性評価（一次選定）

#### (1) 評価項目の設定（案）

定性評価の評価項目及び評価の視点は表3に示すとおりである。

表3 評価項目と評価の視点（案）

評価項目	評価の視点
実績	・他自治体での導入事例数から評価する。
市民からの信頼性	・ごみ処理施設は、市民の生活に必須の事業であり、また迷惑施設として捉えられることから、市民からの信頼性について評価する。
競争性の確保	・ごみ処理施設は、建設のみならず運営にも多額に費用を要することから、本事業に対するプラントメーカーの参入意欲を考慮し、競争性の確保について評価する。
民間事業者の創意工夫	・ごみ処理施設は、高度な技術により整備されており、民間事業者の創意工夫を發揮できる余地があることから、民間事業者の創意・工夫の發揮に期待できるかどうかを評価する。
法律や施策等の変動への対応	・ごみ処理施設に関する法律や自治体の施策等は変動する可能性があることから、法律等の変動への対応性について評価する。
財政支出の平準化	・ごみ処理施設は、建設・運営に多額の費用を要することから、財政支出の平準化について評価する。
定性的な経済性	・ごみ処理施設は、建設・運営に多額の費用を要することから、建設・運営にかかるコストについて評価する。

#### 4 VFM (Value For Money) の検討

各事業方式の定性評価（一次選定）で二次選定（VFM評価）の対象とした事業方式について、各事業方式で事業を実施した場合のVFMを検討する。

##### (1) VFMとは

事業費は事業方式によって、その収入・支出の内訳が異なる。また、想定される業務内容やリスク分担等により各々の事業費は変動する。

同一事業を異なる事業手法で検討する際には、定量的かつ定性的に算出された各事業方式の事業費を比較することが1つの判断基準になる。これをVFMによる評価という。

「VFMに関するガイドライン」（平成13年7月27日 内閣府）によると、VFMの考え方は次のように示されている。

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値を「PSC」(Public Sector Comparator) といい、PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値を「PFI事業のLCC (Life Cycle Cost)」ということとする。

同一の公共サービス水準の下で評価する場合、VFMの評価はPSCとPFI事業のLCCとの比較により行う。この場合、PFI事業のLCCがPSCを下回ればPFI事業の側にVFMがあり、上回ればVFMがないということになる。

図2 VFMの考え方

本事業において、「公設公営方式」による事業費をPSCとし、二次選定（VFM評価）の対象とした各事業方式における事業費をPSCと比較することで、各事業方式を導入した場合のVFMを算出する。